

# 熊本県警察基礎的捜査書類作成能力検定委員会運営要綱の 制定について（通達）

平成 13 年 4 月 20 日

熊捜一第 1223 号

〔沿革〕 平成 19 年 3 月熊警第 277 号改正

警察官の捜査実務能力を向上させ、組織のプロフェッショナル化を図るため、このたび、警察庁において、「基礎的捜査書類作成能力検定要綱の一部改正について」（平成 13 年 2 月 9 日付け警察庁丙刑企発第 6 号）が制定され、「基礎的捜査書類作成能力検定要綱の運用について」（平成 13 年 2 月 9 日付け警察庁丁刑企発第 22 号）により運用されることとなった。

そこで、本県においては、別添のとおり「熊本県警察基礎的捜査書類作成能力検定委員会運営要綱」を制定し、平成 13 年 5 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「熊本県警察基礎的捜査書類作成能力検定委員会の設置及び運営要綱の制定について」（平成 4 年 6 月 18 日付け熊捜一甲第 838 号例規）は、廃止する。

## 別添

### 熊本県警察基礎的捜査書類作成能力検定委員会運営要綱

#### 第 1 趣旨

この要綱は、基礎的捜査書類作成能力検定要綱の一部改正について（平成 13 年 2 月 9 日付け警察庁丙刑企発第 6 号）及び基礎的捜査書類作成能力検定要綱の運用について（平成 13 年 2 月 9 日付け警察庁丁刑企発第 22 号）に定めるもののほか、熊本県警察基礎的捜査書類作成能力検定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 委員会の構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 刑事部長
- (2) 副委員長 警察学校長  
刑事部参事官
- (3) 委員 教養課長  
生活安全企画課長  
地域課長  
刑事企画課長

交通企画課長  
警備第一課長

**第3 委員会の運営**

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議事を主宰する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した副委員長が、その職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

**第4 検定の通知**

委員長は、基礎的捜査書類作成能力検定（以下「検定」という。）を行うときは、あらかじめ、日時、場所、検定科目その他検定上必要な事項を関係する所属の長に通知するものとする。

**第5 検定合格者名簿の備え付け**

委員長は、検定合格者名簿（別記様式）を備え付け、合格証書を交付したときは、所要の事項を記入しなければならない。

**第6 庶務**

委員会の庶務は、警察本部刑事企画課において行う。

別記様式（略）